

## ゴータ綱領批判 (マルクス)

### Kritik des Gothaer Programms

一八七五年執筆

一八九一年発表

レーニンが『国家と革命』第一章でエンゲルスの『反テーリング論』をとりあげたさい、「国家が『死滅する』』ということを読みひらき叩くなりしたところのある一万人のうち九九〇人までは、この命題からエンゲルスが引き出した結論が無政府主義者だけに鎌先を向けたものではないことを、全く知らないかあるいは覚えていないことは、辟けをしてもよい。また、残りの一〇人のうちおそらく九人までは、『自由な人民国家』とはなにか、なぜこのスローガンに対する攻撃が日和見主義に対する攻撃を意味するのかを知らない。こういふやり方で歴史をかくのだから、古典を読むさいの歴史的視点の正確性を強調しておきながら、第五章で『ゴータ綱領批判』をとりあげるにあたって、「この注目すべき著作の論战的な部分は、ラサール主義を批判したものであるが、この部分のために、この著作の積極的な部分、即ち共產主義の発展と国家の死滅との関連を分析した部分、いわば陰にかくされてしまっている」と述べている

とはいえ、いささか公平を失したきらいがある。およそ、あらゆる古典的文獻に接する場合と同様に、マルクスの『ゴータ綱領批判』より正確には『ドイツ労働者党綱領評注』も、二重の意味で歴史的に読まれなければならない。ひとつには、それをあるがままに、ひとまずそれが書かれた時代と著者に即して読むこと、いまひとつは、それが書かれてすでに一世紀を遡り、マルクスの対象とした時代とは大きく異なった現実の中でわれわれがそれを読んでいるという強い自覚と緊張関係を保つて。

#### 一 『ドイツ労働者党綱領評注』執筆の背景

マルクスの『ドイツ労働者党綱領評注』(ME一九、以下短文なので頁数は省略)は、一八七五年五月のドイツ労働運動の統一、ラサール派とアイゼナハ派の組織合同にあつての綱領草案を批判して書かれたものである。このことは、『評注』にそえられた「ブラツケへの手紙」や、一八九一年「ノイエ・ツァイ

ト」誌に公表時のエンゲルスの「序文」からも明らかであるが、先に述べたレーニンの評価以降、もっぱら社会主義・共産主義論の著作として、あるいはプロレタリア・ディクタトゥーラ論の典拠として、読まれる傾向があった。しかし、すでに執筆後一世紀を経て、一九七五年にはその一〇〇周年記念として各国で新しい研究も生まれ（鳥崎晴哉「ゴータ綱領批判」一〇〇年文庫抄』『日本の統一戦線運動（労働運動史研究五九号）』労働旬報社、一九七六年）、わが国でも望月清司の「資本主義の七〇年代、労働運動史の七〇年代、そしてマルクスの七〇年代、この三層の七〇年代を統一する……世界とわがなかのドイツを串さしたしての把握」という提言と、マルクス、バクレーン、ラサール、ブルードンの思想的交錯の研究が、反響をよんでいる（望月訳『ゴータ綱領批判』解説、岩波文庫、一九七五年、望月「ゴータ綱領批判」の思想的座標』『思想』一九七六年三月、岸本重雄「ゴータ綱領批判」マルクス・メモリアル』現代の理論社、一九七三年）。

こうした労働運動史的・社会思想史的研究の国際的水準を示すのは、おそらくドイツ民主共和国のクンデル教授の詳細な研究（F. Kunder: Marx und Engels in Kampf um die revolutionäre Arbeitereinheit, Berlin 1962. 前掲鳥崎論がこの著者の最新の研究を紹介）であろうが、ここでは最低限の予備知識として、以下の点を指摘しておく。

(一)一八七五年のドイツ労働運動の中では、死後一〇年余を経

たラサールの思想的影響が大きく、それはラサール派（全ドイツ労働者協会・ADAV、六三年五月創立）のみならず、マルクス、エンゲルスがわれわれの党」と呼んだアイゼナハ派（社会民主労働党・SDAP、六九年八月創立）の中にも根拠があった。（一）普仏戦争、パリ・コミューン、国際労働者協会（第二インター）のバクレーン派除名・事実上の終焉など七〇年代初頭の新しい情勢、統一ドイツ帝国ビスマルク政府の西派を問わぬ強圧、迫害政策とそれに対する共同闘争の中で、西派の統一の気運が強まり、七四年秋から合同交渉が始められた。（二）この過程でアイゼナハ派を代表したりークネヒトは、なによりも組織合同を優先して、綱領問題ではラサール派に大きく妥協した草案が七五年三月七日に公表された。（三）これを心配したブラッケや獄中のベーベルはマルクス、エンゲルスに助言を求め、マルクスと相談したエンゲルスは、三月一八日一八日のベーベルあて手紙で、とりあえず「一つの反動的大家、労働運動の国際主義の否認」「賃金鉄則」「国家補助」「労働組合の軽視」「自由国家」などの諸点を批判し、「マルクスと私は、このような基礎の上に設立された新しい党を承認することは決してできない」と書き送った（この手紙の発表は一九一一年、当時、マルクスもエンゲルスもロンドンに住み、マルクスは『資本論』第一巻フランス語版の仕事を終え四月一八日にはその「あとがき」を書いた。マルクスは前年から七五年初めにかけて、バクレーン『国家制と無政府』の摘要をつくり、エンゲルスは、

『亡命者文庫』を書いて、マルクス主義とラサール主義を一掃くたに批判するバクレーン派に対する反響の必要に迫られていた（マルクスの『国家制と無政府』摘要は一九三五年公表したが、レーニンは読む機会をもたなかった）。付こうしてマルクスは綱領草案にはほとんど遷善的な批判を行ない、五月五日付でブラッケに送り、ガイブ、アウアー、ベーベル、リークネヒトに回覧するよう指示した。「必要な時に私が利用できるように、この手稿は必ずあなたの手もとまで返却させること」と注記して「評注」即時公表を避けたのは、バクレーン派からの「黒幕」よばわりをきけ、アイゼナハ派内部の統一を維持するためだったと思われる。その意味では一種の党内指導文書であった。（四）リークネヒトは、このマルクスの批判を念頭におきつつも、原則的な点ではラサール派に妥協しての即時組織合同の道を選んだ。五月三十一日、ゴータで開かれた合同大会で採択された綱領成文は、リークネヒト作成と思われる「ライプツィヒ委員の提案」やブラッケ、ベーベルらの努力で草案を幾分改善したが、マルクス『評注』での原則的批判はほとんど顧慮されず、アイゼナハ綱領（一八六九年）からの後遺さえ含んでいた。マルクスにとって綱領は「現実の運動の一步一歩」に従属するものであった。七〇年代ドイツの現実を裏書きし、運動とするためにこそ、綱領も、したがって「ドイツ労働者党綱領草案」の批判も、必要なのであった。

二 ゴータ綱領草案——『評注』——成文

では、この『評注』によるマルクスのラサール主義批判、ゴータ合同大会への間接的参加は、その綱領討議にどのような影響をもたらしたか。批判の対象となった草案と、マルクス『評注』と、採択された成文とを比較検討してみよう（素材は、MEW一九、望月訳前掲岩波文庫付録、Revolutionäre deutsche Parteiprogramme, Berlin 1964）。

(一)草案第一パラグラフでマルクスが批判した「労働はすべての富とすべての文化の源泉」「有益な労働」「平等の権利」などは、すべて草案どおり成文に入った。わずかに「労働の全取益」が「全労働生産物」と変えられ、「ラサールのお題目を、スローガンとして労働の頂上に書きつける」ことはふせぎえた（しかし、第三パラグラフの「労働収益」は、そのまま成文に入った）。（二）第二パラグラフの「労働手段は資本家階級の独占」に対する土地所有独占を加えよとする批判は効なく、そのまま成文第二パラグラフに入った。（三）草案第三パラグラフの「労働収益」「公正な分配」もそのまま成文化され、マルクスの批判は「労働手段を共有財産に高める」を「無化する」に改めさせたにとどまる。無論、「公正な分配」に因連した共産主義の二段階論（後述）も、一顧だにされなかった。（四）第四パラグラフの階級同盟の否定、「他のすべての階級はただ一つの反動的な

衆にすぎない」とするラサール主義への批判は、民主主義革命の推進力に関わる最も重要な批判点の一つであったが、「労働の解放」という非科学的規定とともに一語の修正もなく成文となった。それはかりか、後のエルフート綱領作成時にカウッキはふたたび「一つの反動的大家」を草案に書きこむほどであった（ME五三八・一四七頁）。第五パラグラフへの批判は労働者階級の国際連帯の重要性——『共産党宣言』末尾を想起せよ——を説いたが、これは全文書き改められて成文第二章第二パラグラフに移されたりえ、基本的に採用された。マルクス、エンゲルスの批判が原則的に通った唯一の条項である（以上、『評注』第二章）。草案第二章の「自由国家」、「賃金鉄則」はそのまま成文第二章第一パラグラフに入った。おずかに「賃金鉄則とともに賃金制度の廃止」が「賃労働制の撤廃による賃金鉄則の打倒」と改められたにとどまり、ラサール主義的賃金論は克服されなかった（以上、『評注』第二章）。(イ)要求部分前文の「ドイツ労働者党」が合同大会での様々な提案の中から「ドイツ社会主義労働者党」という正式党名に改められたのは別として、「国家補助」による「生産協同組合の設立」という草案は、「社会主義的生産協同組合」という修飾語を加え、文章を若干変更したのみで基本的に成文化された。前年のアイゼナハ派コーンフル大会で、アイゼナハ綱領第三章第一〇項の「国家信用による生産協同組合」削除の問題が出されていたにもかかわらず（以上、『評注』第三章）。(ロ)マルクスが「民主主義的部

分」と呼んだ要求部分の冒頭、「国家の自由な基礎」は「国家の基礎」と改められたが、草案の政治目標たる「自由国家」は前述第二章第一パラグラフに残された。「プロレタリア・ディクタトゥーラ」や「共産主義社会の将来の国家制度」についてのマルクスの論述（後述）はもとより、「議会的諸形態でかざられ、封建的な付加物をまじえ、それと同時に、すでにブルジョアジーの影響下にあり官僚制的に組み立てられ、警察に守られた軍事的専制でしかない国家」という当時のプロイセン・ドイツ国家（今日の国家）についての具体的特徴づけも、抽象化された形ですら成文には入らなかった。そして、この国家認識にもついで、おそらくマルクスがこの『評注』で最も強く訴えたかったであろう「人民主権」と「民主共和制」の政治目標も、コーンフル綱領成文には記されなかった。ゆえに採択された要求は「古い聞きなれた民主主義的な繰り事」のわくを越えることはできず、しかもそれを「合法的手段によって」プロイセン・ドイツ軍事専制国家に「要求」する水準にとどまった（ただし、「合法的」という字句は、社会主義者取締法公布にともない、一八八〇年の大会で削除された）。マルクスの批判した若干の字句が修正・追加され（「国家の経済的基礎」の削除、「学問の自由」→「表現の自由、思想、研究の自由」、「信教の自由」→「宗教は私事に原するとの宣言」、「標準労働日」→時間制限はないが「社会的必要に応じた」の追加、「婦人労働の制限」→「健康と品性を害する」と追加、工業の「国

家的監督」→「労働者が選出した職員による」監督、「労働者の生命と健康を守る保護立法」の追加、など）、マルクスがあえて問題としなかった草案の「二二歳成年男子選挙権」はベーベルらの努力で「二〇歳以上の全国民」つまり事実上の婦人参政権要求として成文に盛り込まれたが、草案のラサール主義的骨格はほとんどそのまま成文となった（以上、『評注』第四章）。

『共産党宣言』直後、四八年革命の開始にあたって、マルクス、エンゲルスは「全ドイツは単一不可分の共和国であると宣言される」ではじまる「ドイツにおける共産党の要求」（ME五）を書いた。六九年のアイゼナハ派綱領は、政治的自由を重視し、民主主義国家をめざしつつ、なお曖昧な「自由な人民国家の樹立」を第一条にかかげた。しかし、統一ドイツ国家を形成したとはいえなおきわめて軍事的・専制的である第二帝政下のビスマルク政権に対して、しかも、パリ・コミューンの経験を踏まえて、ドイツの労働運動は、アイゼナハ派綱領からの後退でさえある「自由国家」を政治目標としようとしている。マルクス『評注』の批判の主眼は、この点にあったと思われる。「党は、主要なことを忘れてはならなかったのだ。すなわち、それらのすべての美しい装飾品は、いわゆる人民主権の承認をもとにしたものであること、したがってただ民主共和制下ではじめて適切なるものであること」を。

コーンフル綱領批判

三 『評注』公表までのエンゲルスの闘争

繰り返すが、マルクスは当時ロンドンにあり、リークネヒトら党指導部に間接的に影響を与えるのみであった。そして「もしアイゼナハ綱領以上に出ることができなかったら——そして今の時勢では、それを出ることは許されなかったのだが——、ただ共同の敵に対する行動協定だけを結ぶべきでした」という愚論をもっていた。マルクスは「わが党」への率直な批判をためらわなかった。「私の信念によれば全く唾棄すべき、党を墮落させる綱領を、たとえ外交的状況にせよ承認しないことは私の義務です」(フランクフルト書簡)。そして、『評注』を書いた。「われは語りぬ、かくてわが魂を救いぬ」と結んで。かつて、メイリングが『ドイツ社会民主主義史』で語り、その一〇〇周年にあたりイギリスのマルクス主義史家モートンが「スターリン時代」の経験に照らして繰り返しているように(A. L. Morton: Centenary of the "Critique of the Gotha Programm", in "Marxism Today", May 1975)、『評注』の草案批判の内容はともかく、その語調はきわめてきびしい。一八九一年発表時のエンゲルスの「序文」もわざわざその事情を説明しているように。

マルクスの批判はほとんど顧慮されないままコーンフル綱領は採択された。しかし、マルクスもエンゲルスも、「新しい党」を

Faint, illegible text in the top-left quadrant of the page.

Faint, illegible text in the top-right quadrant of the page.

Faint, illegible text in the bottom-left quadrant of the page.

Faint, illegible text in the bottom-right quadrant of the page.

離れることはなかったし、ベベルやラッケに予告した「原則綱領については完全な局外者でなんの関係もない」という内容の簡単な説明」も発しなかった。その内容については依然として「一、一種獨特のラッサール主義。二、人民党的俗流民主主義。三、ナンセンス」の三つの構成要素からなるものとして反対意見を保持しつつながらも（ME三八・一八頁、三四・一二九―一三三頁）。その理由は、エンゲルスによると、「幸いなことに、綱領はその真価以上によく受けとられました。労働者も、ブルジョアも、小ブルジョアも、綱領のなかに、実際にそこにあるものではなく、本来そこにあるべきものを窺って読んでいたから。二人は、『資本論』第二巻以降を準備し、『反テューリング論』などの大著にとりくみながらも、社会主義者取締法下のドイツ労働運動の発展を見守り、助言と援助として批判をおしやなかった。マルクスは一八八三年に死んだ。そして、ゴータ綱領は、「一五年間公式の党綱領として許すにされた」（同上頁。こうした過程について、安世舟『ドイツ社会民主党史序説』お茶の水書房、一九七三年、メーリング『居利はか訳』『ドイツ社会民主主義史』ミネルヴァ書房、一九七二年）。

一八九〇年、ビスマルクの失脚とともに社会主義者取締法は撤廃され、ようやくマルクス『評注』は陽の目を見ることとなった。同年一〇月のヘル大会は、党名を「ドイツ社会民主党」と改めるとともに、新しい綱領の作成を決定した。亡きマルク

スの草稿を整理して『資本論』第三巻の仕事に没頭していたエンゲルスは、この綱領討議に科学的な方向を与えるため、『評注』の公表が必要であると考えた。ラッサール主義は弱くなったとはいえなお影響力をもっていた（ホブスボーム「マルクス主義の普及」『思想』一九七五年五月）。リープクネヒトら党指導部は『評注』公表を抑えにかかった。これについてのME三七―三八に所収されている晩年のエンゲルスのリープクネヒト、ベベル、カウツキーらへの手紙は、この時期のエンゲルスの思想を示す一つのドラマである。「マルクスはいわゆる合同綱領に関して長文の批判を書きこむ手稿を皆に読ませた。皆は僕たちのいうことを聞かなかった。」「この手紙が敵の手に一つの武器を渡したくないかという懸念はいわれのないものだ。……敵側の印象は、こういう容赦ない自己批判を知って……自分自身にこんなことをつきつけることのできる党はよほどの内面的な力をもっているにちがいない」という感じだった（ME三七・四五―四頁、三八・三〇頁）。『評注』は、リープクネヒトら党指導部の反対をおしきつて、カウツキーを編集長とする『フイェンツァイト』誌九一年一月号に発表された。若年の修正がほどこされていたにもかかわらず、やはり「党中央委員会の中に大憤慨を、党そのものの中に大喝采をひきおこした」。しかし、エンゲルスは主張する。「党は社会主義の科学を必要とするが、この科学は動きの自由なしには生きてゆかれない。」「大政党内の規律は、小セクト内ほど厳格ではありえない。……

…あんなに緊密な団結を必要とさせた社会主義者取締法は、もはや存在しない」（同・七二―七三頁）。そして、マルクスの『評注』は、『フランスの内乱』の最後の校訂版とともに綱領討議の基礎に与えられた（藤井一行『社会主義と自由』青木書店、一九七六年）。

連邦共産党第二〇回大会での「スターリン批判」における「レーニンの遺言」の再公表を想起させるこのドラマののち、エルフルト党大会（一八九二年一〇月）は、レーニンをして「わが党の綱領草案」（一八九九年）で「模倣したい」（上四・二四九頁）とさえいわしめた「エルフルト綱領」を採択する。「エルフルト綱領」には、エンゲルスが「理論的部分はいまやどこに出しても恥ずかしくない」（ME三八・一九七頁）と評価した主として階級闘争の理論の一般原則が書きこまれた。しかし、マルクスが『評注』で最も強く訴えようとし、エンゲルスが、「本来いわれなければならないことが、そこには書かれていない」と、マルクス『評注』を想起させる表現で述べた、「プロレタリアートのテイクタクトクラのための特有な形態ですらある」ところの「民主的共和制」の政治目標、あるいは次善の案としての「全政治権力を人民代議機関の手に集中せよ」というドイツの運動の具体的要求は、またしても社会主義者取締法復活を恐れる党指導部により採用されなかった（「エルフルト綱領草案批判」ME三二・二四二頁）。そして、このエンゲルスの批判も、すでにレーニンが「ロシア社会民主党綱領草

案」（一八九五年）を獄中で執筆し、『わが党の綱領草案』を書いた後、エンゲルスの死後五年を経て一九〇一年によりやく発表された（その二年後のロシア社会民主党綱領に「プロレタリア・テイクタクトクラ」の表現が採用される）。この晩年のエンゲルスの「最後の闘争」の時期、上層構造の士合への反作用を指摘したシニエットへの手紙「など史的唯物論に関わるいくつかの重要な手紙が書かれ、また「エルフルト綱領」に対する批判的見地を保持しつつ、その後数奇な運命をたどるかの「政治的遺言」、『フランスにおける階級闘争』一八九五年版「序文」が執筆されるのである（淡路憲治「エンゲルスの『政治的遺言』について」『思想』一九七四年九―一〇月）。

以上の執筆から公表にいたる歴史的経過から考察すると、マルクス『ゴータ綱領批判』執筆の基本的意図は、第一に、プロイセン軍事専制国家の枠内で「自由国家」を夢想するラッサール主義者や、四八年革命、パリ・コミューンの経験を経てなお即時「国家の廃止」を唱導するバクレーン主義者への批判を念頭におきつつ、七〇年代ドイツの労働運動に「人民主権」と「民主的共和制」の政治目標の重要性を示すこと、そのために、第二に、『資本論』や『フランスの内乱』で到達した理論的見地から、原則をすてて「合同」を急ぐリープクネヒトら当時のアイゼンハ派指導部に対して草案批判の科学的根拠を示し、「批判の自由」と「反対意見の留保」を堅持する自己の強い信念を表明すること、これであつたと思われる。一八七〇年代の諸社

会主義思想の対立を背景に、ドイツ労働運動とマルクスの歴史的緊張の中から生まれたこのすぐれて現実的・実践的文書は、民主主義革命論、統一戦線論、労働者政党論、政党合同論、党内民主主義論等のまわめて興味深い素材となっている。

#### 四 共産主義の二つの段階と國家の問題

レーニンが「積極的な部分」と呼んだ『評注』の二つの論点に移ろう。レーニンが『國家論ノート』『國家と革命』で論じて以来「論戦的な部分」を「陰にかくし」、今日の国際共産主義運動の深刻な分裂の中での一争点となり、わが国でも様々な論議をよんでいる部分である（藤田勇『社会主義における國家と民主主義』大月書店、一九七五年、長沼庄司『社会主義國家論』『マルクス主義研究入門』青木書店、一九七四年、岡谷『社会主義経済論の新展開』新評論、一九七五年、斎藤総『社会主義経済論序説』大月書店、一九七六年、佐藤雅明『現代の社会主義経済』岩波新書、一九七五年、木原正雄・長砂実編『現代日本と社会主義経済学』大月書店、一九七六年）。

『評注』第一章の共産主義の二つの発展段階論は、「労働の全収益」「公正な分配」「平等な権利」等の「ある時期には多少の意味をもっていたがいまではもう時代おくれの駄弁になっている概念」を、労働者政党の終局的目標「共産主義像」として示すことに対する批判である。マルクスはここで「非常な努力で

わが党にうえつけられ、いまでは党内に根をおろしている現実主義的見解」『資本論』に代表される当時の資本主義社会の現実の分析から科学的・法則的に導き出された限りでの共産主義社会への道すじの輪郭を対置しようとした。分配論に重点をおいたのは綱領草案批判という性格ゆえであり、いまでもなく前提は「生産諸条件そのものの分配」『所有の問題』である。

ここでの叙述は、『資本論』（さらにはその膨大な草稿類）における断片的な共産主義像、たとえば第三部第四八章「三位一体的定式」の「自然必然性の国」から「真の自由の国」への壮大な人類史の展望（ME二五・一〇五二頁）と密接にかかわっている。それは「一九世紀の偉大な経済的運動がめざしている目標」である「自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる「社会」（土地の國有化について）ME一八・五五頁）へ至る過程での「旧社会の母斑」が、「生まれたばかりの共産主義社会」でどのようなかたちで残るかを、主として経済学的に示したものである。

この「第一段階」では、社会的總生産物からの榨除と「直接に生産に属さない一般管理費」が必須とされ、「権利」の概念が問題とされている以上、なんらかの「國家」が前提とされている。商品交換（したがって生産も）や階級区別もすでに否定されているから、その「國家」は、生産力の発展段階や個人的不平等の残存に規定されている限りで、共同社会の管理に必須とされる「國家」であろう。強いて第四章と重ねあわせれ

ば、「共産主義社会の将来の國家制度」であり、「今日の國家機能に似た社会的機能」を残す死滅しつつある「國家」であろう。マルクスは、「旧社会の母斑」を「経済的・道徳的・精神的」におびた社会として「第一段階」に「ブルジョアの権利」が残るとい、「権利は、社会の經濟構造およびそれによって制約される文化の発展よりも高度であることはけつしてできない」として、右の「今日の國家機能に似た社会的機能」の残存や、「一般管理費」の縮小・減小の程度を、經濟的發展を基礎としつつ、その文化的（道徳的・精神的）發展によっても規定されるものとして位置づけたように思われる。そして、「それ自身の土台の上に發展した共産主義社会」「高度の段階」を、「精神労働と肉體労働の対立」のない、労働が「第一の生命欲求」となり、「諸個人の全面的發展」により「協同的富のあらゆる泉がいつそ豊かにわき出る」ような社会、巨大な生産力とともに諸個人が共同社会の中で全面的に發展し、巨大な文化的發展をもとける社会を想定している。「國家の死滅」の程度は、經濟的發展に強制的に規定されるにしても、文化的發展の成熟度によっても大きく規定されるものと解すべきであらう。

#### 五 七〇年代マルクスの「プロレタリア

##### ダイクタクワラ」概念

『評注』第四章では、「資本主義社会と共産主義社会のあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期

に照応してまた政治上の過渡期がある。この時期の國家は、プロレタリアートの革命的ダイクタクワラ以外のなにもでもありえない」ことを述べ、綱領草案が「この後者についても、共産主義社会の将来の國家制度についても、なにも論じていない」ことを批判している。

ここでの「革命的転化の時期」「政治上の過渡期」をどのように理解するかは、國際的にも日本でも論争の焦点のひとつとなっている。しかし、「公正な分配」批判の第一章の共産主義社会論と「自由國家」批判の第四章の國家論を直接的・無媒介的に重ねあわせて理解しようとするのは、先に述べた『評注』の性格からみてもマルクスの真意にそつたものではないであろう。經濟過程から國家にいたるには、幾重の論理的媒介が必要であり、そこには文化の問題、あるいは社会發展の主体「諸個人の全面的發展」の成熟度も含まれるからである。

注目すべきは、レーニンが引用しなかった「自由は、國家を、社会の上位にある機關から社会に完全に從属する機關に変える点にあり、今日にあつてすら、さまざまな國家形態は、それが『國家の自由』を制限する程度に依りて、より自由ないし不自由である」とする部分である。國家と社会の關係についての初期マルクス以来の國家観が前提とされ、「過渡期」の問題にも、「ただ科学的に」『現存する資本主義社会と國家の分析とおそらくパリ・コミューン等の歴史的經驗から、言及している。また、エンゲルスのベールアテ手紙の「自由について語

れるようになるやいなや、國家としての國家は存在しなくなり  
ます」というニュアンスとは若干異なり、國家の社会への従属  
度が「今日にあつてすら」自由の尺度となりうる事が述べら  
れている。

そのうえで、むしろこの歴史的時点でのマルクスの「プロレ  
タリアートの革命的ダイクタクワラ」概念の内容と、なぜそ  
の言葉をあえて使ったのか（周知のようにこの言葉をマルクス  
が使った例はきわめて限られている）が問題にされるべきであ  
らう。そのためには、マルクスのパリ・コミューン（一八七一  
年三月一八日―五月二九日）観、特に「フランスの内乱」（ME  
一七、以下頁数略、そのさいレーニン死後の一九三四年に公  
けにされた草稿に注意）とその時期の手紙（ME五三三）の検討  
が必要であらう。「内乱」の全面的検討はここでの課題をこえ  
るが、少なくとも次の点は注目されるべきであらう。

- (一)マルクスは、草稿を含む「内乱」の中で、一度も「プロレ  
タリアートのダイクタクワラ」という表現を使用していない。
- (二)四月後半から五月一〇日ごろまでに書いた第一草稿では、コ  
ミューンは、「國家そのものに対する、社会のこの超自然的な  
奇跡児に対する革命であり、人民自身の社会生活を人民のため  
に回復したもの」、「國家権力の決定的な否定」、「國家権力が社  
会を支配し圧服する力としてではなく、社会自身の生きた力と  
して、社会によって、人民大衆自身によって再吸収されたも  
の」、「社会的解放の政治的形態」の實現としてとらえられてい

た。敗色濃まる五月中旬の第二草稿を経て、コミューン敗北が  
確定した直後の五月三〇日に第一インターの「よびかけ」とし  
て発表された成文では、「よびかけ」という量的制約もあつて  
かこれらの表現は消え、「發展性のある政治形態」、「労働者階  
級の政府」、「労働の経済的解放をなしとげるためのついに發見  
された政治形態」などとして位置づけられた。白無論、第二章  
稿でも「支配階級内の國家機構・政府機構を人民自身の政府機  
構とおきかえる」、「コミューンは階級闘争を廃止するものでは  
ない、労働者階級は、階級闘争を手段として、すべての階級と  
したがってまたすべての階級支配を廃止することにつとめ  
る」、「現在の『資本と土地所有の自然諸法則の自然発生的な作  
用』を『自由な協同労働の社会経済の諸法則の自然発生的な作  
用』とおきかえることは……新しい諸条件が發展してくる長い  
過程をつらしてはじめて可能になる」などと述べていたが、同  
時に「コミューンは、この階級闘争が、そのさまざまな局面を  
最も合理的な、人道的なしかたで経過することのできるよう  
な合理的環境をつくりだす」方向に「一歩に巨大な前進ができ  
る」とも述べていた。第二草稿で「労働者階級は、できあいの  
國家機構をそのまま欲擧して自分自身の目的のために行使す  
ることはできない」という定式化があらわれ、成文では「もろも  
ろの民族政府は、プロレタリアートを相手としては一致結束す  
る」という面からの一定の緩弛も行なわれた。例「できあいの  
國家機構」の構成は、第一草稿で「軍事的・官僚的・教会的・

司法的諸機關」＝「常備軍」、「いづさいを指図する官俣」下人  
を意味化する「職權者」、「階層性を成す卑屈な裁判官」とされ、  
第二草稿で「警察」が加わり、成文では「常備軍、警察、官俣、  
職權者、裁判官」として、ほぼこの順序でそれぞれの「粉碎」  
の仕方が述べられる。「職權者」＝イデオロギー支配の担い手  
が重視され、議会は、この論理レベルではあけられていない。  
その「粉碎」の実態は、人的構成の变革、特權剝奪、人民の政  
治参加と統制、といった内容で述べられる。例第一草稿から成  
文に至るまで、國家の「物質的な抑圧力」と「精神的な抑圧  
力」が区別され、また國家の「公的機能」については、「真の  
行政活動」、「正当な諸機能の返還」、「安あがりの政府」、「真に  
民主主義的な諸制度の基礎」といった表現で國家の社会への  
「再吸収」の過程で「共和制の積極的な形態」の原性となるこ  
とが述べられる。例第一草稿の「他人の労働によって生活して  
いないすべての社会階級の代表としてのコミューン革命」と  
いう規定も、「フランス社会のすべての健全分子の真の代表  
者」、「真に國民的な政府」として成文にうつがれる。(四)「内  
乱」(特に成文)では「暴力」の役割が強調されているにして  
も、同年八月のマルクスは、「社会的目的の達成のための政治  
権力の利用」を述べつつ、「イギリスでは政治的な力を發揮す  
る方法は労働者階級に解放されています。平和的な扇動の方が  
敏速かつ確實に仕事をなしとげるところでは雄起は狂気の沙汰  
です。フランスでは、多数の弾圧法規と階級間の和解しえな

い敵対とが、社会的戦争の暴力的解決を必然化しているように  
思います。その解決の選択はその国の労働者階級の問題です。  
【第一】インターナショナルはその問題で命令をしようとは思  
いませんし、またほとんど助言をしようとも思いません」(ME  
一七・六一一頁)と述べ、プロレタリアートの政治権力への移  
行は暴力的形態を必然とするものではないことを示唆し、各国  
のプロレタリアート自身の選択すべきものとしている。  
もはやこれ以上述べることはできないが、マルクス『評注』  
の「プロレタリアートの革命的ダイクタクワラ」概念が、パ  
リ・コミューンを想定していたとすれば、すぐれて民主主義的  
でありかつ豊かであることは確かであらう。  
それでは、「内乱」では使わず、その四カ月後の第一イン  
ター創立七周年祝賀会での演説で「コミューンは労働者階級によ  
る政治権力の獲得であった。……コミューンが階級統治の新た  
な形態を打ち立てることはありえなかった。……しかし、こう  
した変革（生産手段の社会的共同所有）が實現されるのに先だ  
つて、プロレタリア・ダイクタクワラが必要となる」と述べ  
た（ME一七・四〇四頁）のち、第一インターの規約（それ  
は、綱領的性格をもっていた）改正のさいにも、特段「プロ  
レタリア・ダイクタクワラ」の挿入を要求しなかつたマルクス  
が、なぜあえて『評注』ではこれを論じていない（この言葉を  
綱領に入れよということではない）と草案をきびしく批判し  
たのであろうか。それは、バクーニン派無政府主義者とのイデ

オロギ一的對抗を意識してのものであったら。すでに「政治問題への無関心」(ME一八)でこの言葉を使っており、「評注」執筆の年初に読んだバクーニン『國家制と無政府』について、「解放ののちには用いられなくなるような解放のための手段」としてのプロレタリアートの政治権力の重要性をノットしていたのであるから。無論、「階級支配がなくなれば、今日の政治的な意味での國家はなくなる」、「選挙は今日のような政治的性格を全く失う」等とも注記しながら(ME一八・六四〇―六四六頁)。そして、「評注」の草案批判の語調の強さが、その言葉を浮彫りにする客観的機能を果した。

以上に述べたことも、「評注」のひとつの解釈にすぎない。

しかし、マルクス『評注』の片言隻語から「今日の社会主義諸國家」やわれわれの共產主義社会を直接的に論ずることの問題性はある程度示したであろう。われわれの社会主義・共產主義論は、現存する現代資本主義のトータルな分析の中から、さらに「今日の社会主義諸國家」の批判的分析の中から、マルクスやレーニンの生きた時代とは異なった具体性をもって展開するであろう。そのためにも、マルクス、エンゲルス、レーニンの古典的文獻が、歴史的・全体的・批判的に研究され、かつ彼らの現実と対決した科学的方法と思想的態度が、体得されてゆかなければならない。

(加藤哲郎)